

## 平成31年第3回宇佐市臨時教育委員会会議録

平成31年3月5日午後4時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員  
教育長 竹内 新  
教育長職務代理 河野 浩一  
委員 古里 万里子  
委員 佐藤 修水  
委員 松永 建比古

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼社会教育課長	佐藤 良二郎
教育総務課長兼図書館長	出口 昭子
学校教育課長	竹下 富美子

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

### ◎附議事項

議第25号 平成31年度教職員人事について

(学校教育課)

### ◎追加議案

議第26号 宇佐市立学校の指定校の変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱の一部改正について

(学校教育課)

議第27号 指定校変更について

(学校教育課)

(開会 午後4時00分)

教育長 平成31年第3回宇佐市臨時教育委員会の開会を告げる。

教育長 議第25号平成31年度教職員人事については、人事案件のた

め秘密会にすることを告げる。

(秘密会開会 午後4時02分)

(秘密会閉会 午後4時22分)

教 育 長 追加議案議第26号宇佐市立学校の指定校の変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第26号宇佐市立学校の指定校の変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱の一部改正についてご説明します。2Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 以前から懸案事項でありました区域外就学、指定校変更に関わるものです。現実問題として、兄・姉が卒業したからといって、弟・妹を元の学校に戻すという対応はこれまではしておりませんでしたので、要綱を実情に合わせるようなかたちの改正になります。何か、ご意見等ありませんか。

委 員 「保護者が適切と考える日まで」という表現は、非常に良いと思います。

学校教育課長 はい。保護者が指定校に戻ると言えば、それも可能になるということになります。

委 員 例えば、弟・妹が小学校3年生の時に、兄・姉が卒業した場合は、残りの三年間を一括して、指定校変更をすることはできますか。やはり、一年ごとの指定校変更の申請が必要ですか。

学校教育課長 やはり、それは他の指定校変更申請と同じように、毎年の申請を求めます。

教 育 長 すこし表現がくどくなったと思うところもありますが、わざわざ「特別支援教育」と言う表現を加えさせていただきました。なんでもいい訳ではなくて、部活に一度入って、途中で辞めてしまったというようなかたちで兄・姉が元の学校に戻った場合は、それは家庭できちんと弟・妹も指定校に戻る手続きをしていただく、という趣旨で限定・歯止めを加えるという意味合いもあります。特別支援教育があるので、指定校変更を申請するケースがこれまでもたくさんありましたので、そういったことも念頭におき、付け加えております。他に意見等はありませんか。

ないようですので、議第26号宇佐市立学校の指定校の変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱の一部改正については、承認し、次に追加議案議第27号指定校変更について、学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長 議第27号指定校変更について、ご説明いたします。4Pをご覧ください。

今回は小学校1年生3人、新小学校2年生2人、新小学校4年生1人、小学校4年生1人、新小学校5年生1人、新中学校2年生1人、中学校2年生1人、中学校3年生2人 計12人の指定校変更についてでございます。なお、いずれも登下校においては、保護者が責任を負うこととなります。

(変更理由については議案に記載)

教 育 長 番号1、4、9、10、11、12については、転居が申請理由になっているので、承認ということよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

教 育 長 次に番号5についてですが、自宅を新築予定という申請理由です。承認ということよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

教 育 長 次に番号2、3、7、8については、放課後の監督者不在が申請理由になっているので、承認ということよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

教 育 長 最後に番号6についてですが、今回要綱を改正させていただいたところでありまして、姉が卒業したが、妹はそのまま現在の学校に通いたいということです。これにつきましては、これ以上議論することもないかと思いますが、なにか意見等がありますか。異議がないようですので、番号6についても承認とします。

委 員 保護者が子どもの下校する時間に働いているという家庭が非常に多くなったと思います。その中で、放課後の監督者不在という理由で指定校変更の申請が出てくるのは、ほんの一握りだろうと思いますが、その他のお子さんは、自宅に監督者がいたり、放課後児童クラブなどに通っている訳ですよ。誰もいない家に帰っているというお子さんもいるでしょうね。今後もこういった申請が多いだらうと思います。

学校教育課長 誰もいない家に鍵を持って、帰るといってお子さんも多くいらっしゃるだろうと思います。ただ、低学年のお子さんたちは保護者の方も心配でしょうから、放課後児童クラブに通ったりとか、

それが叶わない方がこのように指定校変更申請されているのだらうと思います。

委員 放課後児童クラブの無償化や補助などは、どうなっていますか。  
学校教育課長 そのクラブごとに、徴収するお金なども違うようです。そこは、子育て支援課の担当になります。

教育長 ちょうど3月議会の一般質問でも、先ほど委員がおっしゃられたような趣旨の質問が出ていました。ただその中で、子育て支援課は、一定の基準にある生活保護世帯や児童扶養手当を受け取っている世帯などは、減免や無償化という対応もしているといった答弁をしていたように記憶しています。ただ、全ての子どもが無償化ということは、今のところ考えていないようでありました。他に、意見等がないようですので、議第27号指定校変更については、承認ということによろしいでしょうか。

委員 異議なし。

教育長 各委員に諮り確認のうえ、第3回臨時宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時57分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。